

第四十七回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第二号

昭和三十九年十二月八日(火曜日)

午前十時二十分開会

委員の異動

十一月二十七日

辞任

栗原 祐幸君

十一月二十八日

辞任

岡村文四郎君

十二月一日

栗原 祐幸君

十二月七日

辞任

上林 忠次君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

村松 久義君

柴田 榮君

日高 広為君

成瀬 幡治君

中尾 辰義君

天田 勝正君

委員

大竹平八郎君

佐野 廣君

島島徳次郎君

西川甚五郎君

堀 末治君

木村福八郎君

野溝 勝君

政府委員

大蔵政務次官

鍋島 直紹君

事務局側

常任委員会専門

坂入長太郎君

本日の会議に付した案件

○農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(村松久義君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、以上いずれも予備審査の二案を一括議題といたします。

両案は、去る十一月二十八日及び十二月二日、それぞれ予備審査のため本委員会に付託されました。

それでは、両案につきまして、順次、提案理由の説明を聴取することにいたします。

○政府委員(鍋島直紹君) ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案外一法律案について、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

初めに、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案について申し上げます。

昭和三十九年度におきましては、低温、長雨等により、水稲、麦等の被害が異常に発生し、これに伴い農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払いが増加し、同勘定の支払い財

源に約十八億八千三百万円の不足が生ずる見込みでありますので、一般会計から同金額を限り、同勘定に繰り入れることができることとしようとするものであります。

なお、この繰り入れ金につきましては、将来、この会計の農業勘定におきまして決算上の剰余が生じた場合には、再保険金支払い基金勘定に繰り入れるべき金額を控除した残額を一般会計に繰り戻さなければならぬこととしておきます。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府におきましては、今般、地方公務員の給与改定に要する経費の財源に資するため、昭和三十九年度限りの特例措置といたしまして、地方団体に交付すべき地方交付税の総額を百五十億円増額することとし、今国会に昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律案を提案いたしましたのであります。

この措置に対応いたしまして、交付税及び譲与税配付金特別会計におきまして地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、昭和三十九年度において、予算の定めるところにより、借り入れ金をすることができるとし、右の金額については、昭和四十年以降五カ年度間にわたり返済が行なわれるよう措置いたしますとともに、利子の支払いに充てるため必要な金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものといたしますため、交付税及び譲与税配付金特別会計法につきまして所要の改正を行なおうとするものであります。

以上が、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案外一法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上よりお願い申し上げます。

○委員長(村松久義君) 以上で両案の提案理由の説明を終わります。

なお、この際、時間の関係もあるので、政府で必要ありと認める資料はひとつ先に提出してほしいと思います。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十五分散会

十一月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、地震等災害保険制度確立に関する請願(第二六号)

一、在外財産補償に関する国内法制定早期実現に関する請願(第三三三号)

一、輸入生鮮果実類の簡易通関制度適用に関する請願(第一二二号)

一、パナマの関税の甲種外国為替銀行保証手形支払に関する請願(第一二二号)

一、パナマの輸入関税引下げに関する請願(第一二三号)

第二六号 昭和三十九年十一月九日受理

地震等災害保険制度確立に関する請願

請願者 新潟県議会議長 平田早苗

紹介議員 小柳 牧衛君

損害保険制度を積極的に再検討され、地震等の不時の災害に際して国民の生活安定に資する制度を、すみやかに確立するよう強く要望するとの請願。

理由

わが国が世界有数の地震国であるにかかわらず、現在の損害保険制度上その多くが地震等天災による危険を担保とせず、保険者の免責事項としていたため、今次の新潟地震に際しても家を失った火災保険加入者が保険金を受けられないという不台

理を経験し、これを契機に国民の世論として制度の抜本的改正が叫ばれている。

第三三三号 昭和三十九年十一月九日受理

在外財産補償に関する国内法制定早期実現に関する請願

請願者 熊本県議會議長 園田清充  
紹介議員 林田 正治君

在外財産補償に関する国内法をすみやかに制定し、いままお困窮している引揚者を救済するよう強く要望するとの請願。

理由

全国四百万余の引揚者が、それぞれ外地において粒々辛苦、汗とあぶらの結晶として蓄積した巨額に上る海外残置財産は外地において接収され、国家賠償の一部にあてられたことは、サンフランシスコ平和条約及びこれに関連する交換文書等によつても明らかである。第二次世界大戦で、わが国と同じ立場にあつたドイツ、イタリアでは、すでに国内法により現実に補償されている。

第一一二号 昭和三十九年十一月十一日受理

輸入生鮮果実類の簡易通関制度適用に関する請願  
請願者 横浜市鶴見区矢向町小橋五六二ノ一 池田康真

紹介議員 曾根 益君

現在、三百ドル未満の貨物に適用されている簡易通関制度の品目、金額の範囲を拡大し、生鮮果実全般について簡易通関制度を適用し即日通関ができるよう格別のご英断をお願いするとの請願。

理由

政府の貿易自由化の政策に伴い、輸入貨物はますます膨張するに對し、荷揚げ、通関に必要な施設（はしけ、ふとろ、保税上屋、冷蔵庫、蒸気設備等）と人員が極度に不足し、又通関手続きや諸検査が複雑多岐にわたるため、全国各港とも通関業務がはかどらず滞貨待船が相次いでいる状態である。

特に生鮮果実類は非常に腐敗の早いものであり、これらの船積み及び輸送管理には従来から多年の研究を続けていくが、何分にも陸揚後の湿度の変化と貨物取引が遅れるため、せつかくの苦心もむだになることが多く、輸入増加と相まつて果実業者はばく大なる損害をこうむつてゐる。

第一一二号 昭和三十九年十一月十一日受理

バナナの輸入税の甲種外国為替銀行保証手形支払に関する請願  
請願者 横浜市鶴見区小橋五六二ノ一 岩下義照

紹介議員 曾根 益君

現在バナナの輸入税については史上最高の七十パーセントという高率を課せられているが、大部分が弱少資本家であるバナナ業者は現今の金融引締めと相まつて非常に苦しい経営状態に追い込まれているから、バナナの輸入税については、甲種外国為替銀行の手形をもつて三箇月程度に輸入納税期限を延長する措置を早急に実行せられたいとの請願。

理由

三箇月というのは、昔バナナを輸入し、加工し、販売してからその代金を回収する間の最低必要期限である。この策を政府が講ぜられたならば、バナナ業者の資金の運転も円滑に行なわれ、政治不信の感情も大きく緩和されるものと思う。

第一一三三号 昭和三十九年十一月十一日受理

バナナの輸入税引き下げに関する請願  
請願者 東京都中央区銀座東一ノ二不二ビ  
ル六〇八号室丸大商事株式会社  
取締役社長 柳沢むめ

一般消費者に良質安価なバナナを供給するため、輸入税を基本税率の三十パーセントに引き下げられたいとの請願。

理由

バナナは、戦前においては数量、価格ともりんごと見合つていたが、戦後数年前までは外貨割当物資として規制を受けていた。その後りんごの増産著しきものがあつたために、数量はりんごの十五分の一となり価格は約三倍にはねあがつてゐる。これを自由化前と自由化後に分けて比較すると、輸入差益金を含む関税の高率な年ほど価格が高騰していることは自明の理である。しかし、輸入業者の原価表と自由化後の年平均価格を比較すればわかるとおり極端に手数料を切りつめて現在の消費者価格が生じてゐる。（添付書類あり）

十一月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案  
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

1 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足をうめるため、昭和三十九年度において、一般会計から、十八億八千三百万円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六条第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

十二月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、バナナの輸入税引き上げに関する請願（第一三三三号）（第二〇一〇号）

一、海外引揚者が在外私有財産補償措置に関する請願（第一四〇号）

第一三三三号 昭和三十九年十一月十二日受理

バナナの輸入税引き上げに関する請願  
請願者 長野県議會議長 風間和夫  
紹介議員 林 虎雄君

果樹栽培農家経営の安定を図るため、バナナの現行関税七十パーセントは昭和四十年以降もすえ置かれるよう強く要望するとの請願。

理由

長野県の重要産業である果樹栽培は、貿易の自由化に伴うバナナの輸入量増大により競合がはげしく、このため、りんご、なし、ぶどう等の価格が暴落し、農家経営はきわめて苦しい。このようにときに、バナナの輸入税を引き下げることは生産農家にとつてまさに致命傷である。

第二〇一〇号 昭和三十九年十一月十六日受理

バナナの輸入税引き上げに関する請願  
請願者 長野市妻科長野県議会议内 市村郁夫

紹介議員 小山邦太郎君  
この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四〇号 昭和三十九年十一月十二日受理

海外引揚者が在外私有財産補償措置に関する請願  
請願者 岡山県英田郡美作町議會議長 後藤富利

紹介議員 近藤 鶴代君

海外引揚者に対し、国の責任においてすみやかに在外私有財産の補償措置を講ぜられたいと請願の願。

理由

海外引揚者は、粒々辛苦、多年にわたつて蓄積した資産を海外になげうつたまま無一物で帰国し、一般国民にまじつて戦後の生活難にあえぎつつも、ひたすら更生をめざして苦闘を続けているが、その後わが国経済が高度の成長発展をとげた今日でも、序盤において生活基礎を欠いていたおくれがままなお、その再起をはばんでおり、その窮状はまことに同情にたえない。政府は、解放農地の補償に關し具体的措置を検討しているのであるから、引揚者についても早急に配慮せられたい。

十二月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「第十項」の下に、「第十六項」を加え、「又は日本専売公社法」を、「日本専売公社法」に、「納付する金額若しくは第十一項」を「納付する金額又は第十一項、第十四項若しくは第十五項」に、「又は昭和三十年年度」を、昭和三十年年度又はその借入れをした年度に、「若しくは第十一項の規定による借入金」を、第十一項、第十四項若しくは第十五項の規定による借入金に改め、同項以下を五項ずつ繰り下げ、附則第十四項を附則第十九項とし、附則第十三項中「第十一項」の下に、第十四項若しくは第十五項を加え、同項を附則第十八項とし、附則第十二項

の次に次の五項を加える。

13 第三条に規定する地方交付税交付金は、昭和三十九年度から昭和四十四年度までの各年度において、昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和三十九年法律第

号)第一条第一項及び第二条の規定による地方交付税の総額の交付金とする。

14 この会計においては、昭和三十九年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができ、

15 この会計においては、昭和四十四年度から昭和四十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、前項の規定による借入金の額から毎年度当該金額の五分の一に相当する金額を順次控除して得た額を限り、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができ、

16 前二項の規定による借入金の利子の支払に充てるため、必要な金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

17 第十四項及び第十五項の規定による借入金は、一年以内に償還しなければならない。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

十二月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、在外財産補償に關する国内法制定早期実現に關する請願(第二二九号)

一、バナナの関税率引下げに關する請願(第二二八号)

一、バナナの輸入関税率引下げに關する請願(第二二九号)

第二二九号 昭和三十九年十一月十九日受理  
在外財産補償に關する国内法制定早期実現に關する請願

請願者 福島市議會議長 斎藤義美

紹介議員 石原幹市郎君  
この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二二八三三号 昭和三十九年十一月二十四日受理

バナナの関税率引下げに關する請願  
請願者 愛媛県宇和島市宮下甲八九一 梶原裕司

紹介議員 柴田 榮君  
バナナの暫定関税率七十パーセントは他に類をみない高率であるから、左記各項について十分なる検討をいただきバナナの輸入関税率を二十パーセント以下に引き下げられたいとの請願。

理由  
一、バナナの関税率七十パーセントの一箇年延長により生ずるバナナ業界の損害は五十一億円にも上る。

二、バナナの暫定関税七十パーセントの一箇年延長は政府のいう「中小企業育成」と「物価の安定」に逆行するものである。

三、バナナの暫定関税七十パーセントの一箇年延長は国内果樹農業の保護にはならない。

四、関税の不当引上げはわが国の輸出振興の障害となる。

第二二九号 昭和三十九年十一月二十五日受理  
バナナの関税率引下げに關する請願

請願者 横浜市磯子区磯子町六一五 柴田産  
業株式会社内 本川肇

紹介議員 豊田 雅孝君  
この請願の趣旨は、第二二八三三号と同じである。

第三〇〇号 昭和三十九年十一月二十五日受理  
バナナの関税率引下げに關する請願

請願者 東京都目黒区月光町一四八ノ一〇  
株式会社ウラセ代表取締役 浦瀬 寛一

この請願の趣旨は、第二二八三三号と同じである。

第二二九八号 昭和三十九年十一月二十五日受理  
バナナの輸入関税率引下げに關する請願

請願者 静岡県熱海市銀座港台湾青果物流  
通改善協会内 岡本亀一外十四名

紹介議員 中野 文門君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

昭和三十九年十二月十日印刷

昭和三十九年十二月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局